

令和 6年 3月 25日 議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 26日 公布

令和 年 月 日 適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町条例第16号

佐用町上月支所等複合施設条例

佐用町上月支所等複合施設条例をここに公布する。

令和 6年 3月 26日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町条例第16号

佐用町上月支所等複合施設条例

(設置)

第1条 上月地域の拠点施設として、地域住民に密着した行政サービスの提供を図るとともに、地域住民のコミュニティ活動の促進及び地域の活性化を図るため、上月支所等複合施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 上月支所等複合施設
- (2) 位置 佐用町上月787番地2

(複合施設の構成)

第3条 複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 佐用町支所及び出張所設置条例（平成17年佐用町条例第6号）第2条の表に規定する佐用町役場上月支所
- (2) 佐用町上月地域交流センター条例（令和6年佐用町条例第17号）第2条に規定する上月地域交流センター

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。